

令和 8 年度施行

工 事 説 明 書

工事名 当別分水施設ほか量水器更新工事(電気設備工事)

石狩西部広域水道企業団 施設課

工事説明書

1. 工事名

当別分水施設ほか量水器更新工事(電気設備工事)

2. 工事の概要

本工事では、当別分水施設及び石狩花川分水施設の量水器(電磁流量計)を更新

3. 施行場所

石狩郡当別町若葉4857-5 当別分水施設内
石狩市花川北2条6丁目279 花川分水施設内

4. 工事の期間

契約書に示す着手の日から令和9年1月14日までとする。

5. 図面

別添のとおり

6. 工事仕様書

(1)本工事仕様書及び特記仕様書による。

7. その他

別途閲覧に供した「工事設計書(見積参考)」は、発注者の施工計画に基づいて作成した一部を、入札参加者の見積に資するための参考として提示するものであり、契約上これを拘束するものではない。

当別分水施設ほか量水器更新工事

仕 様 書

令和8年度

石狩西部広域水道企業団

仕 様 書

- I 工事名称 当別分水施設ほか量水器更新工事
- II 工事概要
- 1 工事場所 石狩郡当別町若葉4857-5 (当別分水施設内)
石狩市花川北2条6丁目279 (石狩花川分水施設内)
- 2 しゅん功期限 契約書に示す着手の日から 令和 9 年 1 月 14 日まで
部分しゅん功期限 令和 年 月 日まで
部分引渡の範囲 ()
- 3 工事内容 当別分水施設および石狩花川分水施設の量水器の更新に係る工事を行う。
- 4 工事項目 (●印を付したものを本工事種目とする)
- | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 受変電設備 | <input type="radio"/> インターホン設備 | <input type="radio"/> 情報通信設備 |
| <input type="radio"/> 幹線設備 | <input type="radio"/> 電気時計設備 | <input type="radio"/> |
| <input type="radio"/> 動力設備 | <input type="radio"/> 雷保護設備 | <input type="radio"/> |
| <input type="radio"/> 電灯設備 | <input type="radio"/> ロードヒーティング設備 | <input type="radio"/> |
| <input type="radio"/> 暖房設備 | <input type="radio"/> 屋外照明設備 | <input type="radio"/> |
| <input type="radio"/> 自動火災報知設備 | <input type="radio"/> 情報設備 | <input type="radio"/> |
| <input type="radio"/> 拡声設備 | <input type="radio"/> 太陽光発電設備 | <input type="radio"/> |
| <input type="radio"/> テレビ共聴設備 | <input type="radio"/> テレメータ設備 | <input type="radio"/> |
| <input type="radio"/> 構内交換設備 | <input checked="" type="radio"/> 計装設備 | <input checked="" type="radio"/> 発生材 |
- 備考
- 5 別途工事
- III 工事仕様
- 1 共通仕様 図面及び本仕様書に記載されていない事項は、以下による。
- | | |
|-------------------------|-----|
| 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) | 最新版 |
| 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) | 最新版 |
| 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) | 最新版 |
| 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) | 最新版 |
| 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) | 最新版 |
| 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) | 最新版 |
| 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) | 最新版 |

● 保安規程(石狩西部広域水道企業団)

2 特記事項

特記事項中選択するものは、●印を付したものを適用する。

共通事項

機材

設計図書の仕様により選択し、監督職員に使用資材届、承諾図、品質性能等の資料を提出し、承諾を得ること。

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」((社)公共建築協会編集)の活用により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質性能等の資料の提出を省略することができる。

工事用動力その他

この工事に必要な工事動力、水、及び諸手続きなどの費用は全て受注者負担とする。

工事しゅん功時 提出書類

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 完成図書(監督職員の指示による) | 2部 |
| | ・ 諸官庁検査合格書、試験成績書、取扱説明書 | |
| 2 | しゅん功図(監督職員の指示による) | 2部 |
| 3 | 工事写真(元データも含む) | 2部 |
| 4 | しゅん功図面データ | 1式 |
| | ・ データ形式 : JWW形式、PDF形式、オリジナル形式
(その他詳細は監督職員の指示による) | |
| 5 | その他 | |
| | ・ 維持管理説明等資料(監督職員の指示による) | |

なお、受注者は著作物等(工事写真・完成写真等)の利用を発注者に許諾するものとする。

- | | |
|-------------------|----|
| ・ しゅん功写真(元データも含む) | 2部 |
|-------------------|----|

電子納品

- 対象 ○ 対象外

- | | | |
|---|-----------------------|---------------------|
| 1 | 電子納品の詳細は、監督職員と協議する。 | |
| 2 | 成果品の提出部数(CD-R又はDVD-R) | 2部 |
| 3 | 設計図書CADデータの貸与 | ● 貸与する ○ 貸与しない |

貸与するCADデータは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならない。

貸与したCADデータは、完成検査時に全て返却し、履行期間中に複製を作成している場合は、全て削除すること。

なお、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利或いは著作権法第2章第3節第2款に規定する著作権者人格権は、図面を作成した設計事務所等に帰属する。

主任技術者等

- | | |
|-----------|--|
| ● 1 主任技術者 | 建設業法による主任技術者資格を有する者。
(共同企業体の場合は、構成員すべて主任技術者資格を有すること。) |
| ● 2 現場代理人 | |
| ○ 3 監理技術者 | 建設業法による監理技術者の資格を有するもの及び
国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。 |

- 4 電気保安技術者 ● 第1種または第2種電気工事士(一般用電気工作物)
 - 電気主任技術者または同等の知識及び経験を有するもの(事業用(自家用)電気工作物)及び本企业団が同等程度と認めるもの
 - 最大電力 ○ 500kW以上
 - 100kW以上500kW未満
 - 100kW未満

監督員詰所 ○ 要 () ● 不要

火災保険等 工事の内容等により、火災保険、建設工事保険、組立保険等1以上の保険を付してその写しを監督職員に提出すること。

保険契約定款 保険の期日 始期 — 保険の目的物が工事現場に搬入される日
終期 — しゅん功+14日以上

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の身体の確保と建設業の健全な発展を図る目的である同法を遵守し、施工体制の適正化を図ること。

臨時検査 発注者の工事施工途中における検査の実施
● 臨時技術検査 発注者が必要と認めた場合に行う検査
○ 中間技術検査 工事施工途中に行う技術検査
実施回数 1回
実施する段階 ① ②

施工体制台帳等 (1) 施工体制台帳
受注者は、下請負契約を締結する場合には下請け金額にかかわらず施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督職員に提出する。
(2) 施工体系図
受注者は施工体制台帳をもとに施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
(3) 現場の管理
受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

適正な施工の確保について (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
(2) 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。
(3) 上記(1)および(2)のほか建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

施工中の安全確保
及び
環境保全について

受注者は工事に際し、公衆災害の防止、施工中の安全確保、及び環境保全のため、関係法令及び電気設備工事共通仕様書の記述に従う他、以下の項目に留意すること。

- 高所作業における落下。転落事故の防止。
- 火器の安全管理。
- 作業場における酸欠状態及び有害ガス等の派生防止。
- 交通安全対策
工事車両の工事現場内への搬入出にあたって、実情に応じて交通整理員を適時配置し交通整理を行うこと。
なお、北海道公安委員会が認定する路線における工事現場には、1級又は2級検定合格警備員(交通誘導警備員)を配置する。

工事現場の安全
衛生に関する管理

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項の規定に基づき特定元方事業者として指名された場合は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。

また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行うこと。

工事実績データ
ベースの作成登録

請負代金額が500万円以上の場合対象とする。(公共建築工事標準仕様書第1章1.1.4 参照のこと)

なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。

変更時を工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。

道産品の活用について

本工事に使用する使用資材の内、道内で産出、生産または製造される資材等で規格・品質が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努めるものとする。

計量単位

計量単位については国際単位系(SI単位)とする。

工事材料の検査

検査材料 ()

支給品及び貸与品

支給品及び貸与品 ()

建設機械の選定

工事に使用する建設機械は以下による。

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、指定された機械を使用する。

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。

その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

対象機種	形式	規格
バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kW以上 260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両法の排出ガス規制を受けている建設機械は除く。
ブルドーザ	普通、湿地、リッパ装置付	
トラクターショベル	ホイール型	
発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む	
空気圧縮機	可搬式	
油圧式杭圧入引抜機		
ローラ	ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン	

揮発性有機化合物対策

揮発性有機化合物が含有しているおそれのある材料については安全データシート等により確認を行い、極力揮発性有機化合物が少ない材料、または含有していない材料の使用に努めること。使用する材料はF☆☆☆☆等の規制対象外材料を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆又は同等品とすること。また、施工時・完了後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行わなければならない。

揮発性有機化合物対策 の室内濃度測定

○ 対象工事

測定対象工事の受注者は、検査機関(計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等)に依頼し揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、基準値以下であることを確認の上、測定結果を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 測定物質
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- (2) 測定方法
拡散法(パッシブ法)により測定する。
- (3) 測定次期及び個所(測定位置は監督職員と協議のこと)
○ 施工前 箇所 ○ 施工後 箇所

公共建築物の環境配慮

工事の施工にあたっては、環境に配慮した施工に努めること。

法令等の遵守

当該工事における適用法令等を遵守し、必要となる法令等を特定した上で、その一覧(適用法令・要領・要綱・指針・基準・届出時期等)を作成し施工計画書に明示すること。また、監督職員に法令等の遵守状況を月報等で報告し、しゅん功時には届出書(写)を提出すること。

苦情の対応

当該工事における苦情への対応及び報告書(札幌市指定様式)について、施工計画書に明示すること。また、監督職員にその都度報告し指示を受けること。しゅん功時には報告書(写)を提出すること。

建設副産物対策

- (1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象となった場合は次の項目に挙げた事項について措置を講ずること。
- ① 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。
 - ② 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」(CREDASデータ)を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。
 - ③ 本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。
- (2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。
- ① 受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書(建設資材を搬入する場合)及び再生資源利用促進計画書(建設副産物を搬出する場合)を作成し、監督職員に提出するとともに、工事完了時には、実施書によりその実施状況を報告すること。(契約金額100万円以上の工事に適用する。)

発生材

発生材は指定された保存場所に保管すること。

発生材：調書を監督職員に提出し下記の保存場所に保管すること。
(保管場所：当別分水施設地下1階、花川分水施設内地下1階)

○ ISO9001の適用について

受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、下記①から④までの書類の写しを提出し、工事監督員と協議のうえ活用工事とすることができる。ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001の審査に係る書類(合否判定結果及び審査報告書)
- ③ 工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類

ただし、①で内容が確認できる場合は③、④は不要

- ・ 活用工事の取消しの申し出

ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに工事監督職員に申し出なければならない。

- ・ 活用工事の取扱い中止

上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施するものとする。

- ・ 品質マネジメントシステムの取扱い
 - (1) 受注者は、品質マネジメントシステムに基づき作成する品質計画に記載すべき事項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を施工計画書に記載し、工事着手前までに工事監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 1) 検査計画及び確認・立会い計画
 - 2) 各監視、計測(検定)の担当者及び承認者、資格
 - 3) 当該工事現場に対する内部監査計画
 - 4) 監視機器及び測定機器管理計画
 - 5) トレーサビリティ管理計画
 - 6) 不適合管理計画
 - (2) 特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントシステムを共同企業体の品質マネジメントシステムとして適用するものとする。
- ・ 工事管理

工事管理にあたっては「公共建築におけるISO9001:2000適用 電気設備工事施工管理要領(公共建築協会)」を参考とする。

アスベスト含有製品の処理等

アスベストの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令等に従い、必要な措置を講ずること。

- 1 事前調査等
 - (1) 施工計画書の作成にあたっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。
 - (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらして行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等について協議すること。
- 2 アスベスト含有製品の処理等
 - (1) アスベスト含有製品の仕様

○ 耐火二層管		
○ フランジパッキン		
○ ダクトパッキン		
○ 石綿セメント板	厚さ	mm
○ 化粧石綿セメント板	厚さ	mm
○ 吸音穴あき石綿セメント板	厚さ	mm
○ 石綿セメントサイディング	厚さ	mm
○ 石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm
○ 化粧石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm
○ 押出成形セメント板	厚さ	mm
○ ビニル床タイル	厚さ	mm

処理を行う範囲は、図示による。

(2) 施工調査

アスベスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。

- ① アスベスト含有製品使用部位の確認
- ② アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認
- ③ アスベスト含有製品使用数量の確認
- ④ 施工範囲等の確認

なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督職員と協議のこと。

(3) 作業管理者

「石綿作業主任者」または平成18年3月以前の「特定科学物質等作業主任者」等の資格を有する作業管理者を選任し、管理させること。

(4) 作業標準

アスベスト含有製品処理作業の標準

- ① アスベスト含有製品の撤去
 - (ア) アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先掛けて行う。
 - (イ) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
 - (ウ) アスベスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有製品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。
 - (エ) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有製品を常に湿潤な状態として作業を行う。
 - (オ) 撤去作業には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
 - (カ) 撤去作業後、アスベスト含有製品の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- ② アスベスト含有製品の集積、運搬等
 - (ア) 撤去したアスベスト含有製品の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。
 - (イ) 細かく破碎されたアスベスト含有製品は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
 - (ウ) 撤去したアスベスト含有製品を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有製品の保管場所であることを表示を行う。
 - (エ) アスベスト含有製品の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
 - (オ) アスベスト含有製品の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。

③ アスベスト含有製品の処分等

- (ア) アスベスト含有製品は、「2. 発生材の処理」で示す処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト含有製品であることを明示する。
- (イ) 撤去されたアスベストを含有製品の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。

3 発生材の処理

本工事で発生する建設副産物の処分方法を監督職員と協議のうえ、処分施設へ搬出すること。(調書を監督職員に提出する)

工場立会検査

本工事で製作する工場制作機器のうち、監督職員が工場立会検査の必要を認めた機器は、製作工場にて工場立会検査を受けなければならない。

- 受変電設備機器
- 配電設備機器
- 計算機設備機器

衛生管理

- (1) 水道施設構内またはその付近での作業にあたっては、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- (2) 取水場、浄水場又は分水施設の敷地内で作業する工事の作業従事者において、敷地内作業日数が合計30日以上になる者は、水道法第21条に基づく健康診断を保健所等の医療機関に検査を依頼し、その結果(健康診断書)を監督職員に提出すること。なお、これらに要する費用は請負者の負担とする。

・健康診断受診について

- ① 検査項目は、赤痢、腸チフス、パラチフスとする。
- ② 受診は上記条件に該当することが判明次第、随時行うものとする。
- ③ 診断日から6ヶ月が経過し、引き続き敷地内作業を行う者については、前回診断日から6ヶ月以内に再度健康診断を受診する。

耐震措置

「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(日本建築センター発行)に基づき、耐震施工を行う。(重量機器については、監督職員と協議し、計算書を提出すること)

● 計装設備
施工範囲

- 配管 ● 配線 ● 機器取付
- 計装機器仕様等については、別紙特記仕様書を参照

工事記録写真撮影要領
工事写真

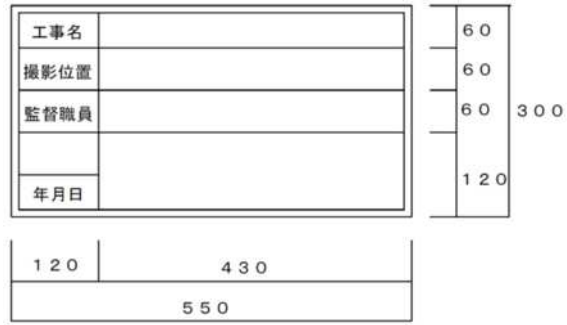
- 1 次項以下によるもの以外については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修営繕工事写真撮影要領本文(平成28年版)・解説(平成24年版)による。

- 2 撮影対象及び枚数
 - 1) 工事写真は主として工事の不可視部分及びその施工の状況についてスケール等を含めて撮影する。
 - 2) 撮影対象及び枚数については監督職員の指示による。
- 3 撮影方法
 - 1) 写真記録員
受注者は内容及び目的を理解している者を写真記録員に定め撮影及び記録を行う。
 - 2) 撮影条件の明示
原則として写真の一部に工事名、撮影位置、撮影年月日及び撮影対象の設計寸法又は数量(略図で示してよい)を記入した小黒板を入れる。撮影時に監督職員の立会を受けた場合のみサイン(監督職員自身の)を記入する。
 - 3) 寸法の明示
撮影対象には必要に応じ規準線(下げ振り、水糸等で示す)を明示し、主要寸法が読み取れるような目盛り(スタフスケールテープ、リボンテープ等)を入れて撮影する。
- 4 写真の整理
 - 1) 監督職員への提示
撮影の都度写真をアルバムに整理し、監督職員の要求があった時は、遅滞なく提出する。
 - 2) 写真の大きさ
L版(サービスサイズ程度)とする。
 - 3) アルバム
写真はA4版ファイルに整理し、表紙に工事名・工期・請負者名を明記すること。
 - 4) デジタルカメラの使用について
カメラの記録画素数は、1280×960以上を基準とする。
印刷等の出力については、①プリンターはフルカラーで300dpi以上、②用紙インク等は通常の使用のもとで3年間程度に顕著な劣化を生じないものを使用する。
また、ネガフィルムに代えて、写真データ(JPEG形式)をCD-R等に記録したものを提出すること。
その他は1.～3.を適用する。

しゅん功写真

- 1 撮影対象及び枚数
工事写真の項2-2)に準ずる。
- 2 写真の整理
工事写真の項4-3)及び4-4)に準ずる。
ただし写真の種類はカラーサービス版とする。

小黑板の寸法(参考)



工事標識



表面材 : 着色カラー鉄板白色厚0.35mm 文字は黒色

当別分水施設ほか量水器更新工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

石狩西部広域水道企業団

1. 一般事項

1-1 工事の概要

- ・本工事では、検定満了を迎える当別分水施設及び石狩花川分水施設の量水器（電磁流量計）の更新を行う。

1-2 更新機器の概要

更新機器等の概要は、次のとおりである。

(1) 当別分水施設

ア 当別分水施設二次流量計 伸縮管（JWWA 認定品）含む	
電磁流量検出器(250A)	1 台
電磁流量変換器	1 台
専用ケーブル	1 本
取付けに必要なボルト・ナット・パッキン等	1 式
イ 試験・調整	1 式

(2) 石狩花川分水施設

ア 石狩花川分水施設受水流量計 伸縮管（JWWA 認定品）含む	
電磁流量検出器(200A)	1 台
電磁流量変換器	1 台
専用ケーブル	1 本
取付けに必要なボルト・ナット・パッキン等	1 式
イ 試験・調整	1 式

2. 機器の仕様

本設備における機器仕様は以下のとおりとする。電磁流量計は、計量法に基づく検定を受けること。

(1) 当別分水施設

ア 電磁流量計

① 検出器

- ・口径 : 250A
- ・ライニング : PFA
- ・電極材質 : SUS316L
- ・アースリング : SUS316
- ・接続規格 : JISF12 (JIS75M 相当)
- ・電源電圧 : 変換器からの電源供給
- ・面間寸法 : 伸縮管と合わせて 985mm。配管取付。

② 変換器

- ・励磁方式 : 低周波励磁方式
- ・入力方式 : 流量信号－検出器からの流量比例信号
ステータス－無電圧またはトランジスタ接点
- ・出力信号 : 電流出力－DC4～20mA
- ・取付 : スタンション取付
- ・機能 : スパン測定機能、ダンピング機能、瞬時流量表示機能、
積算表示機能、パルス出力機能、停電復帰処理機能、
自己診断機能、避雷機能
- ・電源電圧 : AC100～120V

専用線以外の制御ケーブル、電力ケーブル、電線管は再利用する。

(2) 石狩花川分水施設

ア 電磁流量計

① 検出器

- ・口径 : 200A
- ・ライニング : PFA
- ・電極材質 : SUS316L
- ・アースリング : SUS316
- ・接続規格 : JISF12 (JIS75M 相当)
- ・電源電圧 : 変換器からの電源供給
- ・面間寸法 : 伸縮管と合わせて 535mm。配管取付。

② 変換器

- ・励磁方式 : 低周波励磁方式
- ・入力方式 : 流量信号－検出器からの流量比例信号
ステータス－無電圧またはトランジスタ接点
- ・出力信号 : 電流出力－DC4～20mA
- ・取付 : スタンション取付
- ・機能 : スパン測定機能、ダンピング機能、瞬時流量表示機能、
積算表示機能、パルス出力機能、停電復帰処理機能、
自己診断機能、避雷機能避雷機能
- ・電源電圧 : AC100～120V

専用線以外の制御ケーブル、電力ケーブル、電線管は再利用する。

※特記事項

- (1)、(2)の機器は、同等品を可とし、施工前に機器の仕様について協議すること

3. 提出書類

本工事に係る提出書類は、別表 1 のとおりとする。

4. 工事の実施日時

(1) 実施日

量水器の検定満了は、当別分水施設φ250：10月25日、花川分水施設φ200：10月30日のため、検定満了日前までに、更新を終えること。日程については、事前に双方協議のうえ決定する。

(2) 実施時間

本工事は、配水池への流入を停止する必要があるため、配水量が少ない夜間に作業を実施すること。なお、工事に伴う濁水処理は、企業団で実施する。作業工程は、事前に双方協議のうえ決定するものとする。

提出書類等一覧表

書類名	提出部数	提出期限	備考
工事着手届	各 2	着手と同時	<ul style="list-style-type: none"> これらの書類は 1 冊に綴り割印を押すこと。 工事着手届には、労働基準監督署からの「労働関係成立済み」の印を押してあること。 雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。
現場代理人届（経歴書を含む）			
主任技術者届（経歴書を含む）			
電気保安技術者届（経歴書を含む）			
工事工程表			
火災保険等の写し	2	契約締結後直ちに	仕様書参照
使用資材届	2	施工前速やかに	標準品、規格品は不要
総合施工計画書	2	施工前速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 現場施工管理体制 社内検査体制 現場安全衛生管理体制 現場仮設計画 緊急連絡体制 建設副産物処理計画
工種別施工計画書	2	適時	<ul style="list-style-type: none"> 搬入・搬出計画 全体工程 施工方法 品質管理計画 試験・検査・試運転調整
工事工程月報	2	毎月 1 日（休日の場合は翌日）	工事工程月報の出来高曲線の予備出来高抜粋写真は不要
納入仕様書・製作図	2	施工、製作前	標準品、規格品は不要 主要機器は必要
施工図	2	随時	
施工体制台帳及び施工体系図	2	随時	下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し現場に備え、作成した施工体制台帳の写しを監督職員に提出する。
打合せ記録簿（施行協議簿含む）	2	随時	
工事しゅん功届	2	しゅん功と同時	
工事写真（元データ含む）	2	しゅん功と同時	<ul style="list-style-type: none"> 資材等 施工前・撤去後・施工中・施工後 建設副産物等 写真撮影箇所図面 しゅん功写真 工場製作写真
しゅん功書類綴り	2	しゅん功と同時	<ul style="list-style-type: none"> 検査及び試運転記録等 社内検査表（しゅん功前検査） 諸官庁等提出書類 工場試験成績表 品質証明・出荷証明書（ミルト、資材証明書等） 保証書（しゅん功から 1 年間） 完成図面（メーカー） 取扱説明書 緊急連絡先（保守用）
しゅん功図	2	しゅん功と同時	
しゅん功図面データ	1	しゅん功と同時	JWW 形式、PDF 形式、オリジナル形式
その他	2	しゅん功と同時	<ul style="list-style-type: none"> 請負金額 500 万円以上の工事实績データシート 発生材調書及び建設副産物処理伝票(E 票)の写し 産業廃棄物収集運搬・処分業の許可証の写し 再生資材利用促進実施書 その他、監督職員より指示のある書類